

鳥取県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理事 赤 井 昭 一 西伯郡南部町朝金1553

平成20年4月3日退任